社会福祉法人つどいの家 役員等の報酬支給基準について

評議員及び役員の報酬等については、「定款」、「評議員等報酬および費用弁償規程」において規定しているところであるが、その基準となる考え方を明確にしておく必要があることから、下記のように整理するものである。

記

1 報酬に対する基本的な考え方

基本的には、常勤の役員に対して、報酬を支給する。但し、役員を法人職員が兼ねる場合及び非常勤である評議員・理事に対しては、これを支給しない。

2 理事長の報酬の考え方

理事長には、(第二種) 社会福祉事業を経営する幅広い見識や当法人の運営する日中活動 支援の5事業所、地域生活支援の3事業所、居住支援の5グループホームに対する高いマネ ジメント能力が求められている。また常勤として職員に対する総括管理業務など、これらの 職務・職責への対価として相応しい報酬額とすべきと考える。

3 報酬についての基本的な水準について

理事長の報酬については、当法人の評議員等報酬および費用弁償規程第3条第4項において「この法人の施設長等管理的業務を担う職員の平均給料を上限」とする旨定めている。現在、施設長等管理的業務を担う職員は、常勤職員8名である。この8名の平成28年度職能給平均額(年齢による加算については考慮せず、あくまでも、職責に伴う給料分の平均として算出)は「195,518円」となっており、この額に今後3年間毎年度平均1.5号俸アップと推計すると、平成29年度「198,252円」、平成30年度「199,709円」、平成31年度「201,724円」となる。これらの水準からも、理事長報酬月額「200,000円」は、妥当な水準であると考えられる。

もちろん、法人の経理の状況、財産の状況等を考慮し定めたものである。

また、この月額報酬を基準とし、職務・職責に応じ、常務理事にあっては、月額「150,000円」、理事にあっては、月額「100,000円」と規定した。監事については、従来同様の考え方から、業務の都度日額「5,000円」と定めたものである。

以上